

IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方

一次答申（案）

令和 6 年 7 月 19 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会

目 次

第 1 章	はじめに	1
第 2 章	事業者間における網間信号接続の在り方について	2
	1. 検討の背景及び検討事項	
	2. 固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号における網間信号接続の方法	
	3. 付加的役務電話番号、無線呼出番号、特定 IP 電話番号、FMC 電話番号及び特定接続電話番号における網間信号接続の方法（ENUM 方式に限る必要性及び番号ポータビリティの必要性）	
第 3 章	固定電話番号における番号ポータビリティの在り方について	8
	1. 検討の背景及び検討事項	
	2. 意見及び考え方	

第1章 はじめに

電気通信番号制度は、令和元年5月に施行された電気通信事業法の改正（電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号））により見直され、総務大臣が電気通信番号の使用に関する条件等を定めた電気通信番号計画を作成することが法定された。また、電気通信番号を使用して電気通信役務を提供する電気通信事業者については、総務大臣による電気通信番号の指定の有無にかかわらず、電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣からの認定を受けたうえで、それに適合するように電気通信番号を使用しなければならないとされた。

この制度の見直しから約5年が経過し、公衆交換電話網（PSTN）のIP網への移行が令和7年1月に完了する見込みであることをはじめ、電気通信市場や社会環境には変化が生じており、この変化に伴う課題や電気通信番号のニーズ等に対応する必要性が生じている。

具体的には、事業者間の網間信号接続¹について、令和7年1月の公衆交換電話網（PSTN）のIP網への移行完了見込みに伴い、従来の事業者間の接続方法に変化が生じる見込みであり、現行制度との整合について見直しの必要性が出てきている。

また、IP網への移行後における固定電話番号の事業者間相互の番号ポータビリティについても、これまで例外の有無について全体的な検討がされておらず、現行制度上での見直しの必要がないか確認する必要性が生じている。

さらに、特殊詐欺等の犯罪に電気通信番号が悪用される例が後を絶たず、最近では、電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が特殊詐欺に関与し逮捕・起訴、実刑判決に至った事例も増加しており、社会的な問題となっている。このような電気通信番号の犯罪利用については、抜本的な対策を検討する必要性が生じている。

このような電気通信番号制度を取り巻く現状や今後の動向を踏まえ、IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方として、公衆交換電話網（PSTN）のIP網への移行完了を見据えた電気通信番号の使用に関する条件等や電気通信番号の犯罪利用に対する抜本的な対策について検討を行うものである。

本答申は、IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方のうち、公衆交換電話網（PSTN）のIP網への移行完了を見据えた電気通信番号の使用に関する条件として、事業者間における網間信号接続の在り方及び固定電話番号における番号ポータビリティの在り方について検討を行うものである。

¹ 網間信号接続 中継系伝送路設備を用いた接続

第2章 事業者間における網間信号接続の在り方について

1. 検討の背景及び検討事項

1. 1 事業者間における網間信号接続

(1) 検討の背景

現行の電気通信番号制度上、電気通信番号を使用した役務を提供する電気通信事業者は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）²において定められる「電気通信番号の使用に関する条件」に従い、電気通信番号を使用することが求められている。

当該条件には、網間信号接続に関する規定もあり、これは、国民が特定の電気通信事業者のサービスに依存せず、どの事業者のサービスを利用した場合でも通話できることを担保するために定められたものである。

現行の条件では、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号の網間信号接続の条件として、(1) IP 網への移行前を前提とした各都道府県に設置された POI³（第一種指定電気通信設備⁴）と接続する方法と、(2) IP 網への移行を前提とした東京・大阪に設置される POI を介して事業者間相互に直接接続する方法の2つの方法が定められており、(2) では、固定電話の競争基盤と利用者利便確保のためには事業者相互間の番号ポータビリティの導入が必要であることを踏まえ、その方法を ENUM 方式⁵に限ることも定められている。

これらの規定は、平成30年に検討が行われ、令和元年から施行されているが、その後、令和5年6月には、東京・大阪に設置されている東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東西」という。）の通信設備である POI が第一種指定電気通信設備に指定された。一方、上記(2)の規定は第一種指定電気通信設備を想定したものとなっておらず、このような状況変化を踏まえ、現行の条件の見直しを検討する必要が生じている。

また、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号以外の電気通信番号の網間信号接続の条件については、現行の規定では、各都道府県に設置された POI（第一種指定電気通信設備）と接続する方法のみが条件と定められており、IP 網への移行を前提とした規定ではなく、番号ポータビリティの実施に関する定めもない。

したがって、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号以外の電気通信番号の網間信号接続の条件については、IP 網への移行を考慮した規定が必要であると同時に、IP 網への移行によって技術的には可能となる番号ポータビリティの義務づけの必要性について検討を行う必要がある。また、番号ポータビリティの義務づけが必要となった場合には、現在、番号ポータビリティを可能とする方式は ENUM 方式しかないため、ENUM 方式を義務づけることも必要となる。

² 電気通信事業法第50条第2項の規定に基づき総務大臣が定める電気通信番号の種別やその使用条件を定めたもの。

³ Point of Interface 事業者間の相互接続点

⁴ 電気通信事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備（アナログ信号伝送用の電気通信回線設備に限る。）

⁵ TTC標準JJ90. 30及びTTC標準JJ90. 31に基づく網間信号接続の方式

(2) 網間信号接続に関する条件

網間信号接続に関する条件は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）第3で定められており、その内容は次のとおり。

図表1 網間信号接続に関する条件

電気通信番号の種別	網間信号接続に関する条件
固定電話番号	<p>次に掲げるいずれかの方法（(1)に掲げる方法は、令和7年1月末日までに限る。）により網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</p> <p>(1) 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法</p> <p>(2) 全ての網間信号接続対象事業者⁶とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）</p>
音声伝送携帯電話番号	<p>次に掲げるいずれかの方法（(1)に掲げる方法は、令和7年1月末日までに限る。）により網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</p> <p>(1) 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、音声伝送携帯電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法</p> <p>(2) 全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）</p>
付加的役務電話番号、無線呼出番号、特定IP電話番号、FMC電話番号、特定接続電話番号、事業者設備識別番号、付加的役務識別番号	<p>直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</p>

1. 2 検討事項

検討に当たっては、論点を以下の①及び②に分けて整理したうえで、事業者ヒアリングを行った。

- ① 固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号における網間信号接続の方法
- ② 付加的役務電話番号、無線呼出番号、特定IP電話番号、FMC電話番号及び特定接続電話番号における網間信号接続の方法（ENUM方式に限るの必要性及び番号ポータビリティの必要性）

⁶ 固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号のいずれかの指定を受けた電気通信事業者

2. 固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号における網間信号接続の方法

2. 1 主な意見

電気通信番号政策委員会（以下「委員会」という。）での議論において、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号における網間信号接続の方法について、委員等から示された主な意見は以下のとおりである。

<事業者>

- 網間信号接続の方法について、(1) または (2) のいずれの方法に寄せた規定にしたとしても、ENUM 方式に係る規定は残しつつ、電気通信番号計画全体の整合性を踏まえた表現とすることが適切。
- IP 網移行後の網間信号接続の方法については、現行の (2) の規定のとおり、全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法とすることが望ましい。
- IP 網移行後は、IP 網経由 (ENUM 方式) により事業者間の相互接続が行われ、第一種指定電気通信設備を介さない接続も可能となることから、令和 7 年 1 月末日以降も第一種指定電気通信設備と接続する方法を認める場合には見直しが必要。
- 第一種指定電気通信設備との接続に係る規定については、IP 網移行後は、事業者は第一種指定設備と直接接続することから、令和 7 年 1 月末日以降も第一種指定電気通信設備と接続する方法を認める場合、「他事業者を介する」という文言は不要。

<委員>

- 規定ぶりとしては、全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法 (ENUM 方式に限る。) に統一することでよいのではないか。
- 「第一種指定電気通信設備」と接続することを明示する必要があるかは、ユニバーサルサービス料との関係も考慮が必要ではないか。

2. 2 方向性 (考え方)

上記の意見を踏まえ、IP 網移行後の網間信号接続の方法については、ENUM 方式を前提とし、全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法と定める見直しを行うことが適当である。「網間信号接続対象事業者」には、NTT 東西が含まれることから、全ての網間信号接続対象事業者と接続する場合には第一種指定電気通信設備との接続が必ず入ってくる。

また、ユニバーサルサービス制度との関係も踏まえれば、第一種指定電気通信設備との接続については明示することが適当である。

これらを踏まえ、例えば、「第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法」等が考えられるが、具体的な規定ぶりについては、総務省において検討していくことが適当である。

3. 付加的役務電話番号、無線呼出番号、特定 IP 電話番号、FMC 電話番号及び特定接続電話番号における網間信号接続の方法（ENUM 方式に限る必要性及び番号ポータビリティの必要性）

3. 1 主な意見

委員会での議論において、付加的役務電話番号、無線呼出番号、特定 IP 電話番号、FMC 電話番号及び特定接続電話番号における網間信号接続の方法について、委員等から示された主な意見は以下のとおりである。

<事業者>

- 顧客は自らが使用する電話番号を周知するために、大きな時間とコストをかけている。このため、0120/0800 番号については、番号ポータビリティは必要と考える。
 - 0120/0800 番号については番号ポータビリティの必要性を感じている。一方で、0570 や 0990 などの特別な用途に特化した番号については、現時点で必要性を感じていない。
 - 0570 番号も将来的には番号ポータビリティの必要性があるのではないかと。
 - 050 番号について、現時点では、番号ポータビリティを要望する声はあまり聞き及ばない。利用者による番号ポータビリティの要望が高まったときに、番号ポータビリティの対象とすることが適当。
 - 0120/0800 番号は事業者間合意に基づき、既に番号ポータビリティが実施されている。新たに制度として規定する必要はないと考える。
 - 0120/0800 番号で番号ポータビリティを新たに規定することは、新規参入のハードルをあげることになるのではないかと。
 - 050 番号について、番号ポータビリティが行えることは良いことである。一方で、システム開発等の負担により利用者への負担増が考えられ、メリットよりもデメリットが上回るのではないかと。
 - 番号ポータビリティが義務化されても、既に初期設備投資が終わっている事業者に発生するのは運用コストのみである。
 - 中小の認定事業者にとっては、ENUM データベース等を大手事業者から借りやすくなるため、番号ポータビリティの義務化は歓迎。
 - 無線呼出番号、FMC 電話番号及び特定接続電話番号について、新たに指定の要望はない。
- ※ この他、網間信号接続の方法について、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号で得られた意見と同様の意見があった。

<委員>

- 0120/0800 番号については、事業者間合意に基づき、既に番号ポータビリティが実施されているため、新たに制度として規定する必要はないとの意見があったが、大手の既得権益を守ろうとしているわけではないのか。
- 番号ポータビリティを義務化した場合、そのための設備や仕組みを用意する必要があり、コストがかかるのではないかと。
- 完全新規の事業者にとっては、最小限の ENUM データベースを用意すれば事足りるため、初期投資は比較的容易ではないかと。他方で、050 番号のような運用中の番号については、ENUM データベースへの移行にあたり大きな追加投資が必要。

3. 2 方向性（考え方）

<網間信号接続の方法>

現行の条件では、直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うことと定められている一方で、IP 網への移行後は、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号における網間信号接続の方法と同様に、必ずしも第一種指定電気通信設備を介して事業者と接続しないことから、同様の見直しを行うことが適当である。具体的には、接続対象事業者と直接接続する方法を前提としつつ、現行の定めにおいても第一種指定電気通信設備との接続を義務づけている点に鑑み、これを明示した形で規定することが適当である。

また、各電気通信番号における番号ポータビリティの必要性については、以下の内容とすることが適当である。

<付加的役務電話番号>

着信課金機能（0120/0800）については、新規指定の意向を有する事業者が複数おり、番号ポータビリティのニーズも存在している状況である。また、着信課金機能（0120）については番号の指定率が 99.2%に達しており、追加指定可能な余地が小さい状況にあることから、事業者間の合意のもとで既に番号ポータビリティが行われている。さらに、IP 網移行後は ENUM 方式とする予定で準備が進められている状況にある。

このため、着信課金機能（0120/0800）については、番号ポータビリティの実施を義務づけたとしても事業者に新たに大きなコスト負担が発生する状況ではないことから、これを義務づけるとともに、網間信号接続の方法を ENUM 方式に限ることが適当である。

統一番号機能（0570）については、法人がコールセンター等で主に利用している実態を踏まえれば、番号ポータビリティについて一定のニーズがあり、これを義務づけることが望ましい。また、義務づけられる接続方法が明確であれば、事業者にとって参入に係るコストが検討しやすいというメリットがある。

他方で、統一番号機能（0570）の指定を受け、今後役務提供の開始を予定する事業者において番号ポータビリティの要望はなく、また、IP 網への移行完了を間近に控えた状況において、番号ポータビリティの実施の義務づけを行うことは、当該電気通信番号の指定を希望している事業者にとって、市場への参入障壁となるおそれがある。

このため、統一番号機能（0570）については、番号ポータビリティの義務づけは当面の間実施せず、状況を注視することが適当である。

特定者向けメッセージ蓄積・再生機能(0170)は電気通信番号の指定を受ける事業者がないこと、大量呼受付機能(0180)は電気通信番号の指定を受ける事業者が1者のみであることから番号ポータビリティを義務づける必要性は低い。また、情報料代理徴収機能(0990)は指定を受ける事業者は2者いるものの、当該番号は常時使用を想定したサービスではなく、番号ポータビリティを義務づけるニーズは低い。

以上を踏まえれば、付加的役務電話番号については、原則として、番号ポータビリティの実施を規定し、接続方法を ENUM 方式に限るとしたうえで、その対象を着信課金機能（0120/0800）とし、他の機能については対象とならないよう、例外規定を設けることが適当である。

<特定 IP 電話番号>

特定 IP 電話番号については、新規指定の意向を有する事業者が複数いるものの、当該電気通信番号の指定率は 26.8%に留まり、番号の指定可能な余地が大きい。また、令和 4 年度末における番号の使用数は 1,000 万番号未満であり、利用者が多いとはいえない状況である。さらに、当該電気通信番号の指定を受けた事業者は 20 社と多く、番号ポータビリティを義務づけた場合には設備投資による負担が一定程度必要となり、結果、利用者にも負担が発生するおそれがある。

このため、特定 IP 電話番号については、当面の間、番号ポータビリティの義務づけを行わないことが適当である。

<無線呼出番号、FMC 電話番号及び特定接続電話番号>

無線呼出番号、FMC 電話番号及び特定接続電話番号については、事業者へのヒアリング等の結果、新規指定の意向を有する事業者はなく、番号ポータビリティの必要性についても意見が得られなかった。

これを踏まえ、当該番号については、番号ポータビリティの義務づけは行わないのが適当である。

第3章 固定電話番号における番号ポータビリティの在り方について

1. 検討の背景及び検討事項

1. 1 固定電話番号における番号ポータビリティ

(1) 検討の背景

固定電話における事業者間相互の番号ポータビリティについては、2011年12月の情報通信審議会答申⁷において、PSTNからIP網への移行に当たり、「NTT東西と競争事業者間」及び「競争事業者間相互」の番号ポータビリティ（いわゆる「双方向番号ポータビリティ」）の実現が求められることが整理されており、事業者において、2011年から「双方向番号ポータビリティ」の実現に向けた調整が進められている。

また、現行の条件では、PSTNのIP網への移行完了が見込まれる令和7年1月末日までに、固定電話番号を使用する役務の提供を行う全ての電気通信事業者の相互間で、番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講ずることが定められている。

当該条件では、事業者間相互の番号ポータビリティに関する例外を認める規定はない。しかし、これまで例外の有無について全体的な検討がされておらず、IP網への移行完了を間近に控えた現在、例外の必要性を改めて確認し、必要に応じて制度の見直しを行う必要がある。

(2) 番号ポータビリティに関する条件

番号ポータビリティに関する条件は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）第2で定められており、その内容は次のとおり。

図表2 固定電話番号における番号ポータビリティに関する条件

電気通信番号の種別	網間信号接続に関する条件
固定電話番号	第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。 1 令和7年1月末日までに、固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。2において同じ。）を受ける電気通信事業者を含む。2において「固定電話番号使用事業者」という。）の相互間で、番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講ずること。 2 1の規定によるもののほか、利用者（電気通信事業者である者を除く。）が、FTTHアクセスサービス（電気通信事業報告規則第1条第2項第7号に規定するFTTHアクセスサービスをいい、FTTHアクセスサービスと一体的にIP電話（同項第4号に規定するIP電話をいい、固定電話番号を使

⁷「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（2011年12月20日 情報通信審議会）において、「PSTNからIP網への移行に当たって、NTT東西のOAB～J IP電話の契約者数のシェアが70%弱を占める状況に照らしても、可能な限り早期に、OAB～J IP電話においてNTT東西と競争事業者間の番号ポータビリティを実現することが求められる」、「利用者利便の観点からは、NTT東西の利用者だけでなく、競争事業者の利用者が他事業者へ番号ポータビリティを利用して移転可能とすることも求められる。PSTNからIP網への移行に当たり、OAB～J IP電話市場における競争環境の進展を踏まえつつ、事業者間のIP網の直接接続の実現とともに、競争事業者間相互の番号ポータビリティの実現が求められる」と整理されている。

	<p>用するものに限る。以下この2において同じ。)を提供するものに限る。以下この2において同じ。)の提供に関する契約の相手方を(1)に定める者から(2)に定める者に変更する場合(当該契約の変更の前後において、その一端が当該利用者の端末設備等と接続される固定端末系伝送路設備の設置場所を変更しない場合に限る。)においては、現に当該利用者が提供を受けているIP電話に係る番号ポータビリティが可能であること。ただし、当該番号ポータビリティが技術的に困難である場合、当該番号ポータビリティのために必要な電気通信設備の変更に時間を要する場合その他の当該番号ポータビリティが不可能であることについて特別の事情があると総務大臣が特に認める場合を除く。</p> <p>(1) 固定電話番号使用事業者であって、FTTHアクセスサービスを提供する者</p> <p>(2) 固定電話番号使用事業者であって、FTTHアクセスサービスを提供する者(変更前の者から卸電気通信役務の提供を受ける者、変更前の者に卸電気通信役務の提供をする者、又は変更前の者に卸電気通信役務の提供をする者から卸電気通信役務の提供を受ける者に限る。)</p>
--	---

図表3 音声伝送携帯電話番号における番号ポータビリティに関する条件(参考)

電気通信番号の種別	網間信号接続に関する条件
音声伝送携帯電話番号	<p>第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。</p> <p>音声伝送携帯電話番号の指定を受けた電気通信事業者(当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供(2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。)を受ける電気通信事業者を含む。)の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。ただし、音声伝送携帯電話番号をデータ伝送役務及びショートメッセージサービスのみの用に供する場合を除く。</p>

1. 2 検討事項

固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティの例外の有無について検討を行うため、事業者ヒアリングを行った。

2. 意見及び考え方

2. 1 主な意見

委員会での議論において、固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティの例外について事業者から示された主な意見は以下のとおりである。

<番号ポータビリティが技術的に行えないケース>

- メタル收容装置は他社が指定を受けた番号及びNTT東西のひかり電話番号帯からNTT東西のメタル回線へのポートインは、技術的に不可。また、番号区画内での番号持ち運びが可能なロケーションポータビリティについても、メタル回線については、従前どおり、收容エリアの変更を伴う移転の場合では、持ち運びは技術的に不可。

<番号ポータビリティを実施する必要のないケース>

- NTT東西が提供する公衆電話、緊急通報用電話（利用としては0AB～Jの番号を意識しないで利用しているため）
- NTT東西が提供する臨時電話（期間限定の一時的な電話の利用であるため）
- 付加的役務電話番号などのサービス呼の裏番号（利用者の端末設備の識別に用いない番号）
- 提供エリア外地域

<その他考慮しておくべき事項>

- 実施に当たっては、利用者がわかりやすいフローであることが必要。
- 卸元・卸先によらず全事業者が同じ仕様・時間で番号ポータビリティが実行できることを確保することが重要。
- 番号ポータビリティのスムーズな運用を通じて、利用者利便を確保し、事業者間競争の阻害要因とならないようにすべく、ガイドライン等の整理（番号ポータビリティの受付時間等）が必要なのではないか。
- 番号ポータビリティの例外が認められるのであれば共有してほしい。

2. 2 方向性（考え方）

事業者ヒアリングから、固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティについては、技術的に行えないケース及び番号ポータビリティに関するニーズがなく実施する必要がないケースの存在が確認できた。このため、固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティについては、実施の例外を認めることが適当である。なお、例外とするケースは様々存在することに鑑み、規定としては、例えば「特に総務大臣が認める場合を除く。」のように、特定のケースに言及しないことが適当である。

他方で、番号ポータビリティが技術的に行えないケース及びポータビリティを行う必要がないケースについては、公正競争の確保の観点から、事業者に共有されることが必要であることから、当該ケースについては総務省において公表することが適当である。

また、固定電話番号の事業者間相互の番号ポータビリティの実施にあたっては、事業者間の公正競争及び利用者利便を確保するため、例えば、番号ポータビリティの受付時間や手数料等を明らかにしていくことが望まれる。このため、事業者間相互の番号ポータビリティの実施にあたり事業者が遵守すべき事項について、ガイドライン等により示すことが適当である。具体的な事項の検討については、総務省において、新規参入者も考慮に入れた事業者間の中立性や公平性が担保されるよう、関係事業者等と連携のう え、進めていく必要がある。

資料編

諮 問 第 1 2 3 8 号
令 和 6 年 5 月 2 日

情報通信審議会
会長 遠藤 信博 殿

総務大臣臨時代理 国務大臣 小泉 龍司

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方

諮問第 1238 号

IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方

1 諮問理由

令和元年5月に施行された電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正（電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号））により、電気通信番号制度の改正が行われ、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）によって、電気通信番号の種別ごとに当該種別の電気通信番号の使用に関する条件が規定された。

一方、令和7年1月には、公衆交換電話網（PSTN）のIP網への移行の完了が予定されており、従来の網間信号接続の在り方等に変更が生じ得る。

また、IP網への移行後は、固定電話番号においても、音声伝送携帯電話番号と同様に、双方向の番号ポータビリティを可能とすることが予定されているが、その例外の設定の必要性等については、明らかにされていない。

さらに、従来から、特殊詐欺等の犯罪に電気通信番号が悪用される例が後を絶たず、最近は、このような例に対する逮捕・起訴、実刑判決に至った事例も増加しており、社会的な問題となっている。

については、公衆交換電話網（PSTN）のIP網への移行完了を見据えた電気通信番号の使用に関する条件等や電気通信番号の犯罪利用に対する抜本的な対策について、これまでの議論を踏まえつつ、検討を行う必要がある。

以上により、IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方について諮問するものである。

2 答申を希望する事項

IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方

3 答申を希望する時期

令和6年10月頃

4 答申が得られた時の行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。

電気通信事業政策部会 名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	主要現職
部会長	もりかわ ひろゆき 森川 博之	東京大学 大学院 工学系研究科 教授
部会長代理	おかだ ようすけ 岡田 羊祐	成城大学 社会イノベーション学部 教授
委員	あさかわ ひでゆき 浅川 秀之	株式会社日本総合研究所 主席研究員／プリンシパル
委員	あらまき ともこ 荒牧 知子	公認会計士
委員	いしい かおり 石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
委員	えさき ひろし 江崎 浩	東京大学 大学院 情報理工学系研究科 教授
委員	おおはし ひろし 大橋 弘	東京大学 副学長／大学院 経済学研究科 教授
委員	たかはし としえ 高橋 利枝	早稲田大学 教授／ケンブリッジ大学「知の未来」研究所 アソシエイト・フェロー

電気通信番号政策委員会 名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	主要現職
主査 専門委員	あいだ ひとし 相田 仁	東京大学 特命教授
専門委員	かわむら まきこ 河村 真紀子	主婦連合会 会長
専門委員	さるわたり しゅんすけ 猿渡 俊介	大阪大学 大学院 情報科学研究科 准教授
専門委員	しばた じゅんこ 柴田 潤子	神戸大学大学院法学研究科 教授
主査代理 専門委員	ふじい たけお 藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
専門委員	みとも ひとし 三友 仁志	早稲田大学 大学院 アジア太平洋研究科 教授
専門委員	もり りょうじ 森 亮二	英知法律事務所 弁護士
専門委員	やいり いくこ 矢入 郁子	上智大学 理工学部 情報理工学科 教授
専門委員	やました はるこ 山下 東子	大東文化大学 経済学部 特任教授

開催状況

	開催日・開催方法	議題等
電気通信事業 政策部会 (第 72 回)	令和 6 年 5 月 2 日 ※Web 会議	「IP 網移行後に向けた電気通信番号の在り方」 について【令和 6 年 5 月 2 日付け諮問第 1238 号】 (諮問)
電気通信番号 政策委員会 (第 33 回)	令和 6 年 5 月 14 日 ※Web 会議	「IP 網移行後に向けた電気通信番号の在り方」 について【令和 6 年 5 月 2 日付け諮問第 1238 号】 (諮問事項に関する検討の進め方)
電気通信番号 政策委員会 (第 34 回)	令和 6 年 5 月 30 日 ※Web 会議	事業者間における網間信号接続の方法及び固定 電話番号における番号ポータビリティの例外等 に関する事業者等ヒアリング
電気通信番号 政策委員会 (第 35 回)	令和 6 年 6 月 14 日 ※Web 会議	事業者間における網間信号接続の在り方及び固 定電話番号における番号ポータビリティの在り 方に関する論点整理
電気通信番号 政策委員会 (第 36 回)	令和 6 年 6 月 27 日 ※Web 会議	事業者間における網間信号接続の在り方及び固 定電話番号における番号ポータビリティの在り 方に関する報告書案について